



経済産業省委託事業

ウクライナにおける
模倣品流通実態調査

2017年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

知的財産課

モスクワ事務所

目次

現行の関連諸法、制度、その施行の概要	1
全般的な模倣品対策	1
知的財産権侵害に関連する機関と当局	1
権利行使の記録	2
関連諸法規の概要	3
近年の法改正と命令の要点	7
刑事手続きと民事手続きの比較	8
行政管理実務	9
行政摘発と出入国管理の概要（税関での登録を含む）	9
手続きの流れと実際の観点	11
司法手続きの実務	12
民事訴訟、刑事訴訟、行政措置の概要	12
手続の流れと実際の観点	15
代表的判決（特許、意匠、商標、著作権）	15
権利登録	16
模倣品流通に関する実地調査	24
オデッサにおける市場監視の実施	24
キエフにおける市場監視の実施	64
(1) A社の腕時計	82
ウクライナにおける違法生産品の流通	82
違法生産品に対する手法	82
(2) パナソニックー電池	83
ウクライナにおける違法生産品の流通	96
違法生産品に対する手法	96
(3) KYBーショックアブソーバー	97
キエフにおける市場監視の実施	113
ウクライナにおける違法生産品の流通	120
違法生産品に対する手法	120

現行の関連諸法、制度、その施行の概要

全般的な模倣品対策

知的財産権侵害に関連する機関と当局

ウクライナにおいては、国家警察、裁判所、税関、知的財産庁および反独占委員会が知的財産権侵害対策を担っている。

警察はその職務に従い、刑事か行政かを区別する方法をとり、特定された刑事および行政犯罪行為を取り締まる。刑事・行政犯罪または事件の陳述および報告に適時応答し、一定の管轄内で刑事犯罪の公判前調査を実施するとともに、法廷で解決すべきと判断した事件では、行政犯罪に関する訴訟手続きを行い、行政罰の適用を決定し、それが確実に執行されるようにする。

警察は、知的財産権（コンピューターソフトウェア、特許、実用新案、工業意匠、商標、植物品種等）の不正使用または知的財産対象に関する権利の故意の侵害に関して行われた行政犯罪についての報告を行う。

警察の捜査官は、商標権侵害、コンピューターソフトウェア、特許、実用新案、工業意匠、商標、植物品種に関わる犯罪の訴訟手続きにおいて予備調査を行う。

一般管轄権を持つ裁判所および経済裁判所は、知的財産権侵害に関連した主張を検討する。

税関は知的財産権の税関登録を維持し、税関登録の実施に関連した活動、すなわち、知的財産権対象の輸入規制、税関登録に基づいた通関手続きの差し止めを実施し、商標権者代表に知的財産権対象の輸入を通知し、違法品の破棄やラベル変更を管理する。

知的財産庁は、知的財産法の実務的慣習を検討して法の改善を提案する。知的財産権対象の申請の調査を行い、知的財産権の証明書を付与する。知的財産権の正式登録を行い、知的財産権の譲渡、実施権付与に関する協議を行う。知的財産権の審査機関を指名し、当該機関に審査権限を与える。知的財産権対象の正式登録を管理するため、管理機関を指名し、管理機関の記録保持について監督する。

反独占委員会は、経済競争の保護に関する法律の遵守を監視し、以下の権限を有する。経済競争保護に関する申請および法律違反事件を吟味し、そうした申請や事件の調査を実施する。行政犯罪の事件を吟味し、決定を行い、その適法性と有効性を確認する。不正競争防止保護法違反者を処罰する。

権利行使の記録

2016年11月1日、ムィコラーイウ地方のオチャーコフ町地方裁判所は、ウクライナ行政責任法第51条2に基づき、音楽作品を不正に使用する罪を犯したとして、違反者に対して、著作権法および関連法違反で罰金を課した。

2016年10月20日、ルーツィク町地方裁判所は、ウクライナ行政責任法第51条2に基づき、ジレットの替刃の模倣品の販売および販売の申し出の罪を犯したとして違反者に罰金を課した。

2016年10月19日、チェルニウツィー市のSadhirsk地方裁判所は、ウクライナ刑法第1部第229条に基づき、コンテックスのコンドームの模倣品の販売および販売の申し出の罪を犯し、権利者に相当な有形的損害を与えたとして、違反者に罰金、模倣品の押収および破棄処分を課した。

2016年7月27日、ハルキウ市のジェルジンスク地方裁判所は、ウクライナ刑法第2部第229条に基づき、シンジェンタのひまわりの種の模倣品の販売および販売の申し出の罪を犯し、権利者に相当な有形的損害を与えたとして、違反者に罰金、模倣品の押収及び破棄処分を課した。

2016年11月15日、キエフ市の経済裁判所は、商品・サービス国際分類表第32類「ミネラル炭酸水およびその他アルコール分を含まない飲料、香料入りミネラルウォーター、飲料、ジュースおよび果実飲料、シロップおよびその他飲料製造用調製品、ビール」製品に関するウクライナ証明書第91286号をALPLA Werke Alwin Lehner GmbH & Co KGに対して発行した。

2016年9月19日、キエフ市の経済裁判所は、Nest Italia S.R.L.（承継人はZehnder Group Italia S.R.L.）に対し、商標に関する国際登録第911230号のウクライナにおける国内移行手続きを終了した。

2016年8月1日、キエフ地方の経済裁判所は、有限責任会社「Fozzi-Food」による樹木（クリスマスツリー）の形の模様の使用を、国際登録第612525号の商標と酷似しており混同される可能性があるとして禁止した。同裁判所は、空気清浄スプレー「Car-Freshner」、「Car Freshener」の、販売の申し出の目的での保管、販売の申し出および販売、輸入を禁じた。

2016年6月1日、ヴォルイーニ地方の経済裁判所は、有限責任会社「BIO Product」による商品およびサービス用の「PVEK」記号の使用を、商品への貼付、同製品の販売の申し出、同製品の販売、同製品の輸出等、ビジネス文書における商標の使用を含めて禁止した。

関連諸法規の概要

特許および実用新案に関する権利

ウクライナでは、特許および実用新案権のあらゆる侵害について規定されている。権利者は、他の権利者の権利を侵害しない限り、当該特許および実用新案に係る権利を自らの裁量で使用する権利を有する。使用とは、特許（実用新案）を用いた製品の製造、当該製品の使用、インターネット経由を含む販売の申し出、販売、輸入、およびその他当該製品の特定の目的での移転または保管、加工等を意味する。

権利者は、特許番号を記載した警告ラベルを、当該特許発明を用いて製造された製品または製品パッケージに使用することができる。

権利者は、他者が許可なく当該発明を使用することを禁じる権利を専有している。

権利の保護は裁判所およびその他の法的に確立された手続きによって行われる。裁判所はその法的権限に応じ、使用の事実や実施契約や使用権の有無、補償の内容等を認定し、係争を解決する。

工業意匠権

意匠権の侵害とは意匠権者の権利に対するあらゆる違反を指す。

権利者は、ウクライナで他の権利者の権利を侵害しない限り、当該意匠を自らの裁量で使用する権利を有する。意匠の使用とは、当該意匠を用いた製品の製造、当該製品の使用、インターネット経由を含む販売の申し出、販売、輸入、およびその他当該製品の特定の目的での移転または保管を意味する。

権利者は、他者が許可なく当該意匠を使用することを禁じる権利を専有している。

権利者は、契約に基づき、当該意匠権を譲渡することができる。

権利者は、ライセンス契約に基づき、当該意匠を使用する許可（ライセンス）を他者に与える権利を有する。

意匠の保護は裁判所およびその他法的に確立された手続きにおいてなされる。

裁判所はその法的権限に応じ、使用の事実や補償の内容等を認定し、係争を解決する。

商標権

商標権の侵害とは、商標権者の権利に対するあらゆる違反を指す。権利者の同意なしで、当該商標をドメイン名として使用することも商標権の侵害とみなされる。

権利者は、契約に基づき、権利の一部または全部を他者に譲渡することができる。

権利者はライセンス契約に基づき当該商標を使用する許可（ライセンス）を他者に与える権利を有する。

権利者は、当該商標がウクライナで登録されていることを示す警告ラベルを使用する権利を有する。

商標権の保護は裁判所およびその他法的に確立された手続きにおいてなされる。

裁判所はその管轄権に基づき、商標権の侵害に関する係争を解決する。

著作権

裁判所の保護の根拠となる著作権の侵害は、以下を含む。

- a) 著作者人格権とその財産権を侵害する行為
- b) 作品（コンピューターソフトウェアとデータベースを含む）、レコード、ビデオソフト、放送番組の模倣コピーの出版、複製、ウクライナへの輸入、ウクライナ関税徴収地区からの輸出および配布
- c) 剽窃－作品の作者ではない者の名前での作品の全体または部分の発表
- d) 作品（コンピューターソフトウェアとデータベースを含む）、レコード、ビデオソフト、放送番組の模倣コピーの著作権者の許可なしでのウクライナへの輸入
- e) 著作権を侵害するおそれのある行為をすること
- f) 著作権保護の技術的手段を意図的に回避する行為
- g) 著作権者の許可なしで、（電子形式での）権利管理の情報の偽造、変更または削除
- h) 著作権の配布、配布のためのウクライナへの輸入、著作権者の許可なしで、電子形式において、権利管理情報を削除または変更したもの

作者は以下の著作者人格権を有する。

- 1)著作物の創作者であることを主張する、もしくは表示しない権利（氏名表示権）
- 2)著作者の意に反して、著作物及びその題号の変更や切除その他の改変をすることを禁止する権利（同一性保持権）

なお、著作者人格権は他者に譲渡（移転）できない。

著作権は作者に属する。

a)作品を利用する排他的権利

b)他者による作品利用を許可あるいは禁止する排他的権利。著作権は法に基づいて他者に譲渡（移転）することができ、その場合その相手が著作権の主体となる

作者（著作権者）は作品使用の排他的権利によりどんな形式および方法でも当該作品を使用できる。

作者が他者による使用を許可あるいは禁止する排他的権利により、以下の内容を許可あるいは禁止する権利を得る。

- 1)作品の再生
- 2)作品の公共上演および公表
- 3)公開実演および公開展示
- 4)初回の公表を行った組織以外の組織により実行される場合の、作品の再公表
- 5)作品の翻訳
- 6)作品の変更、翻案、脚色およびその他同様の改変
- 7)コレクション、選集
- 8)譲渡または賃貸による作品の配布
- 9)作品の公共展示
- 10)賃貸、譲渡、あるいは視聴覚作品、コンピュータープログラム、データベース、音楽作品の楽譜、レコードまたはビデオソフトに記録された作品あるいはコンピューターで読み取り可能な形式で記録された作品の原本またはコピーの譲渡

11)作品のコピーの輸入

作品の実演家には以下の人格権がある。

- a)自らが作品の実演者であることを主張する
- b)自らの名前または仮名が、実演、記録または演奏（該当する場合）のそれぞれと関連して言及あるいは報告されることを要求する
- c)自らの名誉や評判を害する可能性のある歪曲、切断、その他著しい変更を拒否し、実演の質を確保するため記録を要求する。

レコードおよびビデオソフト製造者は、レコード容器または放送に、作者、実演者および作品題名の表示とともに自らの名称（称号）を表示し、レコード（ビデオソフト）の使用の際に言及することを要求する権利を有する。

音声組織は、自らの番組の録音、複製、配布および他の放送組織の公示の繰り返しに関連して、自らの名前への言及を要求することができる。

実演家の権利は、他者に以下を許可あるいは禁止する排他的権利である。

- a)これから行う実演（ライブ）の公示
- b)実演前に記録していないレコードあるいはビデオソフトの記録
- c)記録された実演のレコードあるいはビデオソフトの無許可の複製
- d)レコードあるいはビデオソフトに記録された実演の配布
- e)レコードあるいはビデオソフトに記録された実演の、無断での商業貸借や所有権貸貸
- f)あらゆるコミュニケーション手段でのレコードあるいはビデオソフトの実演記録の配布

実演家の権利は、契約に基づき、他者に譲渡（移転）することができる。

レコード製作者およびビデオソフト製作者の所有権は、自らのレコードおよびビデオソフトを使用、および他者に以下の内容を許可あるいは禁止する排他的権利に属する。

- a)レコードおよびビデオソフト記録の、あらゆる形式あるいは手段による再生
- b)譲渡によるレコードおよびビデオソフトとそのコピーの配布
- c)レコードあるいはビデオソフトの製作者による配布が許可を得て行われた後の、レコード、ビデオソフトおよびそのコピーの商業貸借

- d)あらゆるコミュニケーション手段でのレコード、ビデオソフトおよびそのコピーの放送
- e)レコードおよびビデオソフトの改変
- f)ウクライナの関税徴収地区への、レコード、ビデオソフトおよびそのコピーの公共への配布目的での輸入

レコード製作者およびビデオ製作者の所有権は契約に基づき他者に譲渡（移転）することができる。

不正競争の防止

不正競争とは、商業およびその他のビジネスの公正な慣習に反する競争行為である。名称、商業（企業）名、商標、製品パッケージデザインの許可（同意）なしでの使用を含み、使用により企業主体の活動との混同につながっている場合に適用される。

本法律によって不正競争とみなされる行為は、罰則が科される。不正競争を行う企業は、前会計年の売上収入の 5%を上限とした罰金が課される。

近年の法改正と命令の要点

2016年2月28日、ウクライナ刑法および刑事訴訟法の改正に関する法律が発効した。

本法律は、ウクライナ刑法で規定された場合や状況下において、金銭、貴重品およびその他の財産の所有権を申し立てるため、裁判所による強制無補償押収として特別徴発を導入した。

知的財産権の侵害に使用された原料、道具および設備の押収を定めたウクライナ刑法特別篇の関連条項による規定とは違い、同特別徴発はウクライナ刑法一般篇の関連条項およびウクライナ刑事訴訟法第 100 条で標準化されている。同特別徴発は刑事犯罪の種別に関係なく適用される。

ウクライナ司法制度および裁判官の地位に関する法律が 2016年6月2日に議会によって採択され、一か月半後にポロシェンコ大統領によって署名され、2016年9月30日に発効した。同法律によりウクライナの司法改革が実行されており、これはウクライナの司法制度の効率性を改善する目的で行われるものである。

刑事手続きと民事手続きの比較

両手続の特徴

刑事手続きは、違反者に対する制限措置を定めており、違反者への有罪の言い渡しとその処罰という結果を伴う。違反者は、罰金刑、拘束又は拘禁刑により処罰することができる。違反者の財産（工業設備、材料及び原料、金銭を含む）の没収は、国庫への無償での没収という形で行われる。民事手続きは、違反者に対する拘束措置を定めるのではなく、特定の行為の禁止（例えば、ロゴタイプの使用の差止め）や違反者に対する特定の行為の履行義務（例えば、権利者への金銭的補償の支払い）を定めている。

刑事手続きは、犯罪が行われた場所で開始する。民事手続きは、違反者の居住地、出願人の居住地、違反者の財産の所在地で開始することができる。

刑事手続きは、国を代表して違反者の訴追を行うものである。民事手続きは、国を代表して当事者間の紛争に判決を下すものである。

刑事手続きの裁判費用は、国により保証される。違反者が有罪となった場合には、裁判費用は違反者の負担となる。民事手続きの裁判費用は、紛争の両当事者が負担し、その費用は敗訴した当事者により支払われる。

刑事手続きは、権利者に生じた損害が法律に定める金額を下回る場合には、提起することができない。民事手続きの開始は、権利者に生じた損害の規模に影響されない。

費用

刑事手続きにおいては、権利者の費用は、違反者及び発生した損害の程度を特定するための費用並びに法定代理人（弁護士）に対する費用から構成される。

民事手続きにおいては、権利者の費用は、違反者と発生した損害の程度を特定するための費用、裁判手数料、裁判で法定代理人（弁護士）に対する費用から構成される。

刑事手続きにおける費用の方が、民事手続きのそれよりも低い。

効果

権利者に対する発生した損害の補償の効果については、いずれの手続きでも同等である。損害の補償は、違反者の財務状況に左右される。

係属期間

ウクライナの法律では、刑事手続き及び民事手続きは、合理的な期間内に完了することが義務づけられている。その正確な期間については、法律では定められていない。

違反者が特定されており、その者が裁判所及び捜査官の管理下にある場合には、刑事手続きにかかる時間は短くなる。

メリット及びデメリット

刑事手続きのメリットは、権利者の金銭的負担が小さい、係属期間が短い、秘密裏に捜査活動が実施可能である（通信の管理、監視等）ことである。刑事手続きのデメリットは、法律により、プロセスの開始条件として権利者に発生した損害の最低額が規定されていることである（一定以上の損害がなければ刑事訴訟を提起できない）。

民事手続きのメリットは、法律により、プロセスの開始条件として権利者に発生した損害の最低額が規定されていないことである。民事手続きのデメリットは、権利者の金銭的負担が大きい、係属期間が長い、秘密裏の捜査活動を効果的に実施することが不可能なことである。

刑事手続きには、違反による有罪判決、犯罪に対する処罰、工業設備、原料、金銭を含む違反者の財産の徴収なども含まれる。違反者に対する罰則は、罰金、制約、あるいは懲役という形で科される。工業設備、原料、金銭を含む違反者の財産の徴収は、無補償押収という形で行われる。

民事手続きには、著作権者への金銭保証の徴収、特定の行動の禁止、特定の行動を行う義務等が課せられる。

違反者のさらなる訴追を目的とした調査は相当の時間を要し、相当の人的・物的資源を要するため、訴訟の提起に比べて、費用がかかる。

行政管理実務

行政摘発と出入国管理の概要（税関での登録を含む）

行政犯罪の事件における訴訟手続きは、ウクライナ行政犯罪法に規定されている手続きに従って行われる。

知的財産権侵害の行政犯罪に関する手続はウクライナ国家警察によって進められる。

行政犯罪に関する手続書面には以下の情報が記載される。逮捕の日付および場所、提出者の地位および姓名、行政責任を追及される者の情報、犯行の場所および時間、行政犯罪の性質、根拠法、目撃者および被害者の氏名と住所（存在する場合）、行政責任を追及される者の説明、事件解決のために必要なその他の情報等。当該犯罪によって物質的損害が生じている場合、これも記載される。

手続書面は提出者および行政責任を追及される者が署名する。目撃者および被害者が存在する場合は、これらの者も署名することになる。

行政責任を追及される者が署名を拒否する場合は、この事実を書面に記録する。行政責任を追及される者は、書面の内容に関する説明や所見を求め、署名を拒否する理由を説明する権利を有する。

書類提出の際、行政責任を追及される者はその権利と義務の説明を受ける。

行政犯罪に関する書類は犯罪が起きた土地の地方裁判所に送付されて検討される。

裁判所は行政責任を科すこと、行政罰を与えることに関する判断を行う。

知的財産の分野における行政犯罪は、違法製造製品と、その製造に使用された設備および材料の押収と、非課税最低収入の 10%から 200%の罰金である。

税関登録

知的財産権の税関登録はウクライナ財政課（the Fiscal Service of Ukraine）が管理している。

権利者は、ウクライナ国境の税関を商品が通過することで自らの知的財産対象物に対する権利が侵害されているか、あるいは侵害される可能性があると考えられる理由がある場合、ウクライナ財政課に、知的財産権の税関登録に関する情報を提供して、自らの知的財産に対する権利の保護を促す申請書を提出する。

法律によって保護されている知的財産権の税関登録の後、歳入・手数料部（revenue and fees bodies）がそうした登録に基づき、模倣品のウクライナ国境税関の通過を防止する手段を講じる。

ウクライナ財政課は公式ウェブサイト上に税関登録されている知的財産権の一覧を公開している。

税関が通関手続きに提出される商品の中に知的財産権侵害の形跡を発見した場合、通関手続きは一時停止され、当該商品は留置される。

税関は当該権利者に商品の通関手続き中止の事実を通知し、申告者は通関手続き一時停止の理由を通知され、当該権利者の氏名および住所が申告者に通知される。当該権利者に対する報告には、一時停止された商品の通関手続き、その量、理由および停止期間、商品所有者の氏名および住所、その他必要な情報を含む。

通関手続き一時停止通知を受け取ってから 10 営業日以内に、当該権利者が税関に、知的財産権を保護するよう書面による申立を行わないか、あるいは税関に対し通関手続き停止の延長の要請を申し入れない場合は、当該疑義品はリリースされる。

当該権利者は裁判所からの書面を提出する場合、税関は通関手続きの一時停止を続行する。

裁判所の決定に関する書類が提出されない場合、当該商品は通関手続きを受けることになる。この場合、通関手続き一時停止によって生じた費用や損害の補償は権利者の費用で行われる。

権利者は商品の真贋判定について、情報を提供しなければならない。

知的財産権の侵害が確定した場合、税関は税関規則違反事件として提出し、当該商品は押収される。

本項で言及した商品の通関手続き一時停止の場合、税関の保管に関連する費用は権利者が負担しなければならない。

税関で権限を有する者が税関規則違反に関する書類を裁判所に提出する。

通関手続きの過程において、権利者の同意若しくは要請に基づいて、当該商品の包装やラベルから商標権侵害とされる箇所を変更（除去）するという手続が取られることもある。当該手続は、権利者あるいは権利者の同意を得た第三者によって行われる。この場合、当該手続によって、知的財産権の侵害が解消された旨、権利者が署名する。

手続の流れと実際的観点

行政犯罪の事件は裁判所が手続書類を受領してから 15 日以内に検討される。

裁判官が行政責任を追及される者の氏名を述べ、手続に関わる当事者に対し、権利義務に関する説明を行う。その後、当該事件に関与する者の供述があり、証拠が吟味されて処罰が下される。

行政犯罪の処罰は当該犯罪の日付から遅くとも3カ月以内に科される。警察および裁判所にとって、最も困難なことは、知的財産権の侵害によって生じた損害額の特定である。

司法手続きの実務

民事訴訟、刑事訴訟、行政措置の概要

民事訴訟手続き

権利者のために、訴訟は訴状を第一審裁判所に提出することで開始される。原告は、複数の請求を合わせて1つの訴状にまとめ、提出する権利を有する。

請求の陳述は書面で提出される。請求の陳述には以下の内容が含まれる。申立が行われた裁判所名、原告および被告の氏名、請求が代理人によって提出される場合は原告代理人の氏名、居住（滞在）地あるいは居所、わかる場合は郵便番号と電話番号、請求の内容、財産請求に対する価格、請求を立証する事実、各事実を支持する証拠の提示、申立に添付された文書の一覧。

陳述は原告あるいはその代理人が提出日を記入して署名する。陳述書には裁判費用の支払いを確認する文書を添付するものとする。原告の代理人によって請求が提出された場合、請求は弁護士の権限あるいはその他の文書を添付して代理人の正当性を確認する。

裁判官は手続き開始の決定を宣言する。手続き開始の宣言には以下の内容が含まれる。裁判所名、手続きを開始した裁判官の氏名、事件番号、請求の提出者および提出相手、請求の内容、予備審問が必要と裁判官が判断する場合はその場所および時間、あるいは裁判官が予備審問は必要でないと判断する場合は裁判の場所および時間、被告に対する、特定の期間内に請求に対する異議および異議を正当化する証拠への参照事項を書面で提出する提案。

予備審問は手続き開始から10日間以内に日時を決めて取り行われる。予備審問は裁判前に係争の解決の可能性があるか審査するため、あるいは事件の適切かつ迅速な解決を図るために行われる。裁判前に係争を解決するために、裁判所は、両当事者が友好的な合意に達するかを確認する。係争が解決しない場合、裁判所は、請求あるいは請求に対する異議を明確化し、当事者を決定し、係争を解決するために確認しなければならない事実を定めるとともに、両当事者が提示または提出した証拠の確認、証拠の要求と目撃者の召喚、審

査の実施、必要に応じた事件への専門家の参加要請等を行う。緊急の事件においては現場で再調査を行い、書面および物的証拠を再調査することもある。

両当事者は事件について本案の審問前に、自らの証拠を提出する義務を負う。

裁判所は手続き開始後2カ月以内に判決を下す。事件に関わる者は、不参加の手続に対する請願を提出する権利を有する。裁判所の審問は法廷で行われる。裁判中、裁判所は証拠を調査し、当事者を尋問し、専門的意見を聴取し、証拠あるいは文書を精査する。裁判所審問の結果、裁判所は請求の執行あるいは否認について決定を下す。判決は以下の内容から構成される。

1)判決の場所および時間、判決を下した裁判所名、裁判官氏名、裁判書記官氏名、両当事者および事件に関わる者の氏名（名称）、

請求の主題を述べた導入部、

2)被告の全般的地位、事件に関わる者の説明、裁判所が調査したその他の証拠を示す説明部、

3)裁判所によって確立された状況とそれに従って判断される法的関係、裁判所が請求または異議を正当化する事実の存在あるいは不存在を認定し、判決の理由およびその根拠法の名称、条文を記載した論証部、

4)請求の本案に関する裁判所の結論、裁判費用の配分、判決が発効する期間および命令と控訴手続について述べた判決部。

判決は国家執行部によって述べられる。

刑事訴訟手続き

権利者あるいは権利者の代理人は警察の捜査官、検察官に知的財産権侵害に関するして申立を行う。当該申立書類には、権利の侵害がどのようなものか、誰が侵害したのか、どれだけの損害が権利者に生じたか等を示す。

警察の捜査官は審理前調査を開始し、情報を収集する。捜査官は現場を調べ、捜査を実施し、目撃者を尋問し、証拠を集め、損害額を審査する。捜査官は侵害者に対し、侵害が行われた状況について尋問する。同時に、捜査官は被害者として権利者やその代理人からも審問を行う。捜査官は侵害者の財産および金銭を差し押さえることができる。審理前調査は起訴によって終了する。起訴状は予備調査文書とともに裁判所に提出される。

審理前調査は、刑事犯罪実行の容疑者への通知日から1か月以内、犯罪容疑者への通知日から2か月以内に完了するべきである。審理前調査の期間は延長されることがある。審理前調査の総期間は、原則通知日から2か月であるが、中規模犯罪の場合は通知日から6か月、重大犯罪の場合は通知日から12か月が上限である。

起訴を受理した後、裁判所は5日以内に、当事者が召喚される予備審問を設定する。予備審問は、検察官、被告人、被告人側弁護士、被害者およびその代理人、民間原告およびその代理人が参加して行われる。審理に備えるため、裁判所は、審理の場所および時間を決定し、審理が公開審問または非公開審問のどちらで行われるべきかを明確にする。また、手続きに参加する者を明確化するとともに、特定の個人の裁判所への召喚、特定の品あるいは文書の要求、その他審理に必要な行動をとる。予備審問の間、裁判所は刑事訴訟手続きを確実にを行うための仮処分を行うことがある。

裁判は適切な期間内に行われ、完了しなくてはならない。裁判は法廷で刑事訴訟手続きの両当事者の参加を必須として行われる。裁判所は起訴を宣告し、侵害者、目撃者を尋問して証拠を吟味し、判決を下す。判決は、導入部、論証部、判決部からなる。判決の導入部には、判決の日付および場所、裁判所名および構成、裁判所審問の書記官、刑事訴訟手続きの名称（番号）、被告人の氏名、生年月日、生誕地および居住地、職業、学歴、配偶者関係、その他事件に関連する被疑者情報、刑事犯罪を含み、その実行について告発される刑事責任に関するウクライナ法、刑事訴訟手続きの当事者および裁判所手続きのその他の参加者が詳述される。判決の論証部では、裁判所が認定した事実、すなわち刑事犯罪の場所、時間、犯行方法およびその結果、犯罪の形式および刑事犯罪の動機、根拠法とその条文、裁判所が認定した証拠等を明示している。判決の論証部には、被告人の氏名、被告人を有罪とみなす判決および刑事責任に関するウクライナ法の関連条文、科される処罰、手続き経費の補償に関する決定、執行方法に関する決定、控訴手続等について明記されている。判決は国家執行部によって行われる。

行政訴訟手続き

行政犯罪に関する手続はウクライナ国家警察によって進められる。

行政犯罪に関する手続書面には以下の情報が記載される。逮捕の日付および場所、提出者の地位および姓名、行政責任を追及される者の情報、犯行の場所および時間、行政犯罪の性質、根拠法、目撃者および被害者の氏名と住所（存在する場合）、行政責任を追及される者の説明、事件解決のために必要なその他の情報等。当該犯罪によって物質的損害が生じている場合、これも記載される。

手続書面は提出者および行政責任を追及される者が署名する。目撃者および被害者が存在する場合は、これらの者も署名することになる。

行政責任を追及される者が署名を拒否する場合は、この事実を書面に記録する。行政責任を追及される者は、書面の内容に関する説明や所見を求め、署名を拒否する理由を説明する権利を有する。行政犯罪を止めるためには、行政拘留、個人審査、調査および物品や文書の押収が認められている。

行政犯罪に関する書類は犯罪が起きた土地の地方裁判所に送付されて検討される。

裁判所は行政責任を科すこと、行政罰を与えることに関する判断を行う。

手続の流れと実際の観点

刑事及び民事手続きは、判決までに相当な期間を要し、権利者としても煩雑な手続に追われることになる。

2017年9月30日までに、ウクライナでは、司法改革の一環として、知的財産権最高裁判所が設立される予定である。知的財産権最高裁判所の裁判官は、適性審査に合格しているだけでなく、知的財産権分野での（特許弁理士または弁護士としての）専門的経験を少なくとも5年は積んでいる人物になる予定である。知的財産権最高裁判所は第一審裁判所として機能し、その判決は最高裁判所の一部である商業破棄裁判所に控訴が可能である。

代表的判決（特許、意匠、商標、著作権）

特許法に基づき、裁判所は、発明、実用新案、工業意匠の使用の事実の確立、権利の侵害、先使用権、補償に関する決定を行う。

商標法に基づき、裁判所は、ライセンス契約の締結および執行、権利者の権利の侵害に関する決定を行う。

著作権法に基づき、裁判所は、精神的損害に対する補償と補償額の規定、著作権の侵害により生じた損害の補償、違反者からの不当利得の徴収、損害の補償または収入の徴収の代わりに最低補償額として10～50,000 UAHの支払いの決定、作品の出版、実演あるいは上演、レコード、ビデオソフトのコピーの製作、その告知の禁止および配布の終了、粋品、レコード、ビデオソフトまたは放送番組の模倣品、その製作および複製に使用した設備および材料の徴収に関する決定を行う。

権利登録

一般的な傾向

2016年には、国内手続を利用した実用新案、工業意匠、商標の出願件数が増加。前年比で8%近く増え、出願件数の合計は51,500件を超えた。

その一方で、特許の出願件数は8.9%減となった（表1）。

出願件数の7.9%を特許が占め（2015年は9.4%）、実用新案が18.5%、工業意匠が4.5%であった。商標が占める割合は69.1%であり、うち16.9%がマドリッド国際登録制度を利用して出願されたものだった（前年は24.4%）。

産業財産権全体の出願件数の推移（表1）

産業財産の対象	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
出願総数	48,585	53,767	44,146	47,819	51,559
特許	4,944	5,418	4,814	4,495	4,095
実用新案	10,229	10,175	9,384	8,620	9,557
意匠	1,851	3,778	2,664	2,080	2,302
商標	31,555	34,393	27,280	32,621	35,605

特許

2016年の発明に対する出願の動きは弱まり、これは国内出願人及び外国出願人の双方についてそうであった（表2）。

出願件数は、9%近く減少した（2015年は6.6%減）。国内出願人でみると、出願件数の減少は1.8%であるが、外国出願人については16%以上の減少であった。出願件数に占める外国からの出願の割合は、45.5%であった。

特許の出願件数の推移（表2）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
合計	4,944	5,418	4,814	4,495	4,095
うち、外国からの出願	351	277	220	235	191
PCT出願	2,110	2,286	2,139	1,989	1,673

国内への直接出願	2,834	3,132	2,675	2,506	2,422
----------	-------	-------	-------	-------	-------

2016 年の特許登録出願の総数に占める外国出願人からの出願件数も前年比で減少した（4%減）。

外国からの特許の出願件数上位国は以下のとおりである。上位国の件数のうち、米国（479 件）、ドイツ（229 件）、フランス（99 件）、イギリス（83 件）、日本（68 件）については、前年度比で見ると、それぞれ 29%、24.7%、10.8%、19.4%、5.6%減少している。その一方で、スイスの出願人からの出願件数は 5%（250 件）増加し、ルクセンブルクは 2.2 倍増（58 件）となり、オランダは 14.3%（56 件）増加した。ロシアも上位出願国に入った（54 件）。上位国からの出願件数は 1400 件であり、外国出願人の出願件数全体の 73.9%を占めた（表 3）。

特許の出願件数上位国（表 3）

順位	国名	出願件数
1	米国	479
2	スイス	250
3	ドイツ	229
4	フランス	99
5	イギリス	83
6	日本	68
7	ルクセンブルク	58
8	オランダ	56
9	ロシア	54

※2016 年に登録査定が出された発明の件数は 2,857 件であり、拒絶査定が 78 件、1,367 件については文書化の手続（documentation procedure）が停止された。

2016 年の発明に対する出願の平均審査期間は、26 ヶ月であった。

実用新案

2016 年の実用新案に対する出願件数は、前年比で 11%近く増加した。外国出願人からの出願件数はごくわずかであり、それが実用新案に対する総出願件数に占める割合は減少し、0.9%であった（2015 年は 1.5%）（表 4）。

実用新案の出願件数の推移（表4）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
合計	10,229	10,175	9,384	8,620	9,557
うち、外国からの出願	194	175	130	112	84
PCT出願	5	23	11	18	6
国内への直接出願	10,224	10,152	9,373	8,602	9,551

外国から実用新案の出願件数上位国は以下のとおりである。ロシアは、昨年に引き続き実用新案の出願において首位となっている。もっとも、出願件数自体は前年比 26%減（39件から 29 件へ）となっており、減少傾向にある。キプロスの出願人からの出願件数は 300%減となり（21 件から 7 件へ）、ベラルーシの出願人からの出願件数は 27%増加した。また上位出願国としては、エストニア（7 件）、イギリス（6 件）、オーストリア（5 件）が挙げられる。上位出願国の出願が全体に占める割合は 77%を超えている（表 5）。

実用新案の出願件数上位国（表 5）

順位	国名	出願件数
1	ロシア	29
2	ベラルーシ	13
3	キプロス	7
4	エストニア	7
5	イギリス	6
6	オーストリア	5

2016 年に登録査定が出された実用新案の件数は 9,375 件であり、拒絶査定が 55 件である。

2016 年の実用新案の審査期間は、2015 年よりも 10%ほど長期化しており、平均で 4.4 ヶ月ほどであった。出願件数は前年比 5%減となっている。

意匠

2016年の意匠登録出願件数は、前年比で11%近くの増加となった。外国出願人からの出願件数は6.3%増となり、それが全体に占める割合は12.4%であった(表6)。

意匠の出願件数の推移(表6)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
合計	1,851	3,778	2,664	2,080	2,302
国内からの出願	1,517	3,186	2,045	1,811	2,016
外国からの出願	334	592	619	269	286

外国からの出願について国別に見ると、出願数のトップは昨年同様、ロシアからの出願であった(105件)。上位国では、多くの国が前年比で件数の減少がみられる(米国(45件→9件)、日本(23件→9件)、キプロス(34件→10件)、ポーランド(12件→8件))。大幅に出願件数が増えたのは、スイス(2件→65件)、エストニア(7件→15件)、フランス(5件→13件)、シンガポール(0件→8件へ)(表7)であった。

意匠の出願件数上位国(表7)

順位	国名	出願件数
1	ロシア	105
2	スイス	65
3	エストニア	15
4	フランス	13
5	キプロス	10
6	日本	9
7	米国	9
8	ポーランド	8
9	シンガポール	8

2016年に登録査定が出された意匠の件数は2,298件であり、拒絶査定が4件、246件が取下げられた。

2016年の意匠の出願審査期間は、2015年比で短縮され、平均で7.7ヶ月（2015年は11.4ヶ月）であった。2016年末までの出願件数は27%減少した。

商標

2016年の国内手続を利用した商標登録出願活動は2015年比で20%拡大し（表8）、過年度すべての増加幅を上回った。

このような成長は、国内出願人の活動に起因するものであった（23%近くの増加）。マドリッド登録制度を利用した出願件数は、24.6%減となった。

2016年には、国内出願人からの出願475件が国際商標登録のためにWIPO国際事務局に送付された。これは前年の増加幅を5.6%上回っている。

商標の出願件数の推移（表8）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
合計	31,555	34,393	27,280	32,621	35,605
国内への直接出願	22,781	24,471	18,796	24,652	29,600
うち、国内からの出願	17,939	19,769	15,141	21,245	26,063
うち、外国からの出願	4,842	4,702	3,655	3,407	3,537
マドプロ出願	8,774	9,922	8,484	7,969	6,005

国内への直接出願のうち、外国からの出願について、出願件数の上位国は、前年同様、米国（560件）、キプロス（434件）、スイス（397件）、インド（223件）、イギリス（211件）、ロシア（147件）、中国（125件）、ドイツ（118件）であった（表9）。

2016年には、韓国からの出願件数が200%近く増加し、出願件数の上位10か国に入った。日本からの出願件数は30%減少し、わずかながらも順位を落とした。その一方で、エストニアからの出願件数が400%以上増（15件→72件）となり、トルコからの出願件数が200%増（23件→49件）、スペインからの出願件数が650%（7件→46件）増となった。

商標の出願件数上位国（国内への直接出願）（表9）

順位	国名	出願件数
1	米国	560
2	キプロス	434
3	スイス	397
4	インド	223
5	イギリス	211
6	ロシア	147
7	中国	125
8	ドイツ	118

マドリッド登録制度を利用して商標登録出願をした国のうち、2016年の上位出願国は次の通りである。ドイツ（967件）、中国（566件）、フランス（550件）、米国（496件）、スイス（409件）、イタリア（401件）、ロシア（301件）。

商標の出願件数上位国（マドプロ出願）（表9）

順位	国名	出願件数
1	ドイツ	967
2	中国	566
3	フランス	550
4	米国	496
5	スイス	409
6	イタリア	401
7	ロシア	301

2016年には14,338件に商標登録証が交付され、1,825件の商標登録が拒絶された。また5,726件が取下げられたものとして扱われた。

2016年の商標登録の審査期間は平均して12.3ヶ月であり、これは前年とほぼ同じであった。

出願手続

特許、実用新案、意匠、商標の権利の取得を希望する者は、出願書類を所掌機関に提出する。出願は知的財産権に関する代理人あるいはその他権限のある者を通じて提出することもできる。

出願書類はウクライナ語で記入し、発明に対する特許または発明（実用新案）に対する宣言特許の申請、発明（実用新案）の明細書、発明（実用新案）のクレーム、図面、要約を含むものとする。特許に対する出願は出願人、その住所および発明者を明記しなければならない。発明（実用新案）の明細書は特定の順序で記載し、当該発明（実用新案）を明確かつ十分に説明しなければならない。クレームはその本質を表現し、明細書に基づいて明確かつ簡潔に特定の順序で記載しなければならない。出願書類のその他の要件は、知的財産権分野の政策に係る決定権限を持つ中央行政部によって決定される。

意匠の出願についても、出願書類はウクライナ語で記入しなければならない。出願書類には、製品の外見全体を示す画像、意匠の明細書、図面、図表、地図を含むものとする。また、出願人の名称および住所のほかに作者も明記しなければならない。出願書類では意匠を明確かつ十分に説明しなければならない。出願書類のその他の要件は、知的財産権分野の政策に係る決定権限を持つ中央行政部によって決定される。出願人は、出願手数料を支払った後、手数料支払いを証明する文書を提出日から2か月以内に提出する。

商標の出願はウクライナ語で記入する。出願書類には、商標登録申請書、出願する商標の画像に加えて、商品・サービス国際分類表に従い、指定する商品およびサービスの一覧を明記しなければならない。商標登録出願は出願人及びその住所を明記しなければならない。出願人が色あるいは色の組み合わせの保護を求める場合、申請者は、その旨を明記した上で、商標の色画像を提出しなければならない。出願書類のその他の要件は、知的財産権分野の政策に係る決定権限を持つ中央行政部によって決定される。出願人は、出願手数料を支払った後、手数料支払いを証明する文書を提出日から2か月以内に提出する。金額は、指定する商品・サービスの分類数に基づいて設定される。

有効期間は出願日から10年間で、手数料を支払うことで、商標は10年間、特許は5年間、延長される。

ウクライナにおける意匠権登録の最低費用は、以下のとおりである。

個人（国内）1,574.5UAH

法人（国内）2,567UAH

個人（海外） 418USD

法人（海外） 538USD

商標登録の最低費用は、商品およびサービスの1分類につき 1,235UAH である。

模倣品流通に関する実地調査

オデッサにおける市場監視の実施

1. 「Vanguard」 (7th km) (オデッサ最大の公開市場)
2. 「Pryvoz」 (オデッサの主要市場の一か所)
3. 「Novyi Rynok」 (オデッサの最大市場の一か所)
4. 「Uspikh」 (自動車スペア部品の専門市場)
5. 「Kuialnyk」 (自動車スペア部品の専門市場)
6. 「Pobeda」 (自動車スペア部品の専門市場)
7. 「Yuzhnyi」

市場調査情報（ヒアリング等により収集できた情報の該当箇所に○を記載）

対象商業地名：「倉庫店舗」第 202 番 所在地：The 7 th km 市場、Kharkiv Ground 流通商品：多様なラジオ備品、多様な電池		
	内容	返答
1. 商業施設規模	大（100 平方メートル以上、店員数 10 名以上）	
	中（50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名）	
	小（50 平方メートル以下、店員数 5 名以下）	
2. 前年比売上	良い	
	同様	
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額（ウクライナ）	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	○
	個人企業	
	外国の顧客	

	(国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	○
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

<p>対象商業地名：</p> <p>「テント」第2番（第954番店舗前）</p> <p>所在地：The 7th km 市場, Pidhirna Str.</p> <p>流通商品：多様なラジオ設備、携帯電話アクセサリ、自動車設備、多様な電池</p>		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大（100平方メートル以上、店員数10名以上）	
	中（50平方メートルから100平方メートル、店員数5名から10名）	
	小（50平方メートル以下、店員数5名以下）	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	○
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月間の模倣品売上総額（ウクライナ）	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	○
	個人企業	

	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。.	
	悪いこと。正しくない。.	
	模倣品の販売は悪いことだがしかたがない。.	○
	わからない。.	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	○
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

市場調査情報（ヒアリング等により収集できた情報の該当箇所に○を記載）

対象商業地名： コンテナ第 1756 番 (Mylka, Pod Goroi) 所在地： 「Vanguard 市場「7 th km」, Mylka 流通商品： 腕時計		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大（100 平方メートル以上、店員数 10 名以上）	
	中（50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名）	
	小（50 平方メートル以下、店員数 5 名以下）	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	○
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額（ウクライナ）	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	○

	個人企業	
	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	+
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

対象商業地名： 第 368 番 (Pod Kryshei)		
所在地： 「Vanguard 市場 「7 th km」 , Pod Kryshei、南入り口		
流通商品：腕時計		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大 (100 平方メートル以上、店員数 10 名以上)	
	中 (50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名)	
	小 (50 平方メートル以下、店員数 5 名以下)	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	○
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額 (ウクライナ)	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	○
	個人企業	

	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	+
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

対象商業地名： 第 217 番 (Kharkiv Ground)		
所在地： 「Vanguard 市場 「7 th km」 , Kharkiv Ground		
流通商品： 腕時計		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大 (100 平方メートル以上、店員数 10 名以上)	
	中 (50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名)	
	小 (50 平方メートル以下、店員数 5 名以下)	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	○
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額 (ウクライナ)	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	○
	個人企業	

	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	+
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

対象商業地名： 第 447 番（一番入り口）		
所在地： 「Vanguard 市場 「7 th km」、一番入り口		
流通商品：腕時計		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大（100 平方メートル以上、店員数 10 名以上）	
	中（50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名）	
	小（50 平方メートル以下、店員数 5 名以下）	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	○
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額（ウクライナ）	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	○
	個人企業	

	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	+
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

対象商業地名: 小売所第 83 番 (後列)		
所在地: 「Pryvoz」 市場, 14 Pryvokzalna Str.		
流通商品: 腕時計		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大 (100 平方メートル以上、店員数 10 名以上)	
	中 (50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名)	
	小 (50 平方メートル以下、店員数 5 名以下)	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	○
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額 (ウクライナ)	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者/小売業者	
	常連客	○
	個人企業	

	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	+
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

対象商業地名: 小売所 第 132A 番 (横列)		
所在地: 「Pryvoz」 市場, 14 Pryvozna Str.		
流通商品: 腕時計		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大 (100 平方メートル以上、店員数 10 名以上)	
	中 (50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名)	
	小 (50 平方メートル以下、店員数 5 名以下)	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	○
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額 (ウクライナ)	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者/小売業者	
	常連客	○
	個人企業	

	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	+
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

対象商業地名: Alexander's row の小売所 (Shotis Puri)		
所在地: 「Pryvoz」 市場, 14 Pryvozna Str.		
流通商品: 腕時計		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大 (100 平方メートル以上、店員数 10 名以上)	
	中 (50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名)	
	小 (50 平方メートル以下、店員数 5 名以下)	<input type="radio"/>
2. 前年比売上	良い	
	同様	<input type="radio"/>
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額 (ウクライナ)	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	<input type="radio"/>
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者/小売業者	
	常連客	<input type="radio"/>
	個人企業	

	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	+
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

対象商業地名: 店舗第 II-68 番		
所在地 : 「Novyi Rynok」, 26 Torgova Str.		
流通商品 : 腕時計		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大 (100 平方メートル以上、店員数 10 名以上)	
	中 (50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名)	
	小 (50 平方メートル以下、店員数 5 名以下)	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	○
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額 (ウクライナ)	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者 / 小売業者	
	常連客	○
	個人企業	

	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	+
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

対象商業地名:第 2、第 3、第 6 番 (中央入り口から最前列)		
所在地 : 「Yuzhnyi」 市場, 76/1 Akademika Koroliova Str.		
流通商品 : 腕時計		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大 (100 平方メートル以上、店員数 10 名以上)	
	中 (50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名)	
	小 (50 平方メートル以下、店員数 5 名以下)	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	○
	悪い	
	大変悪い	
3. 一か月の模倣品売上総額 (ウクライナ)	9,000 UAH 以下	
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者 / 小売業者	
	常連客	○
	個人企業	

	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	+
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

「Vanguard」 (7th km) Ovidiopol Highway, 7th km









「Pryvoz」, 14 Pryvozna Str.



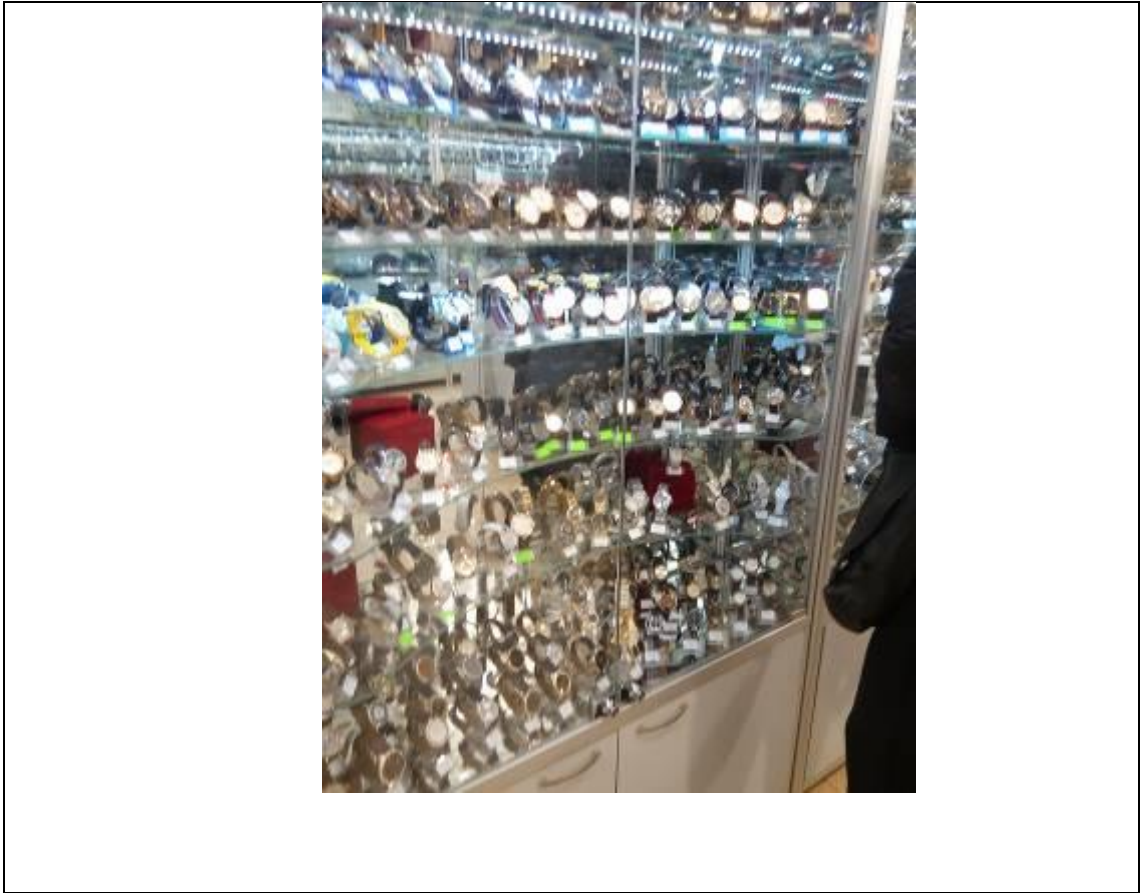




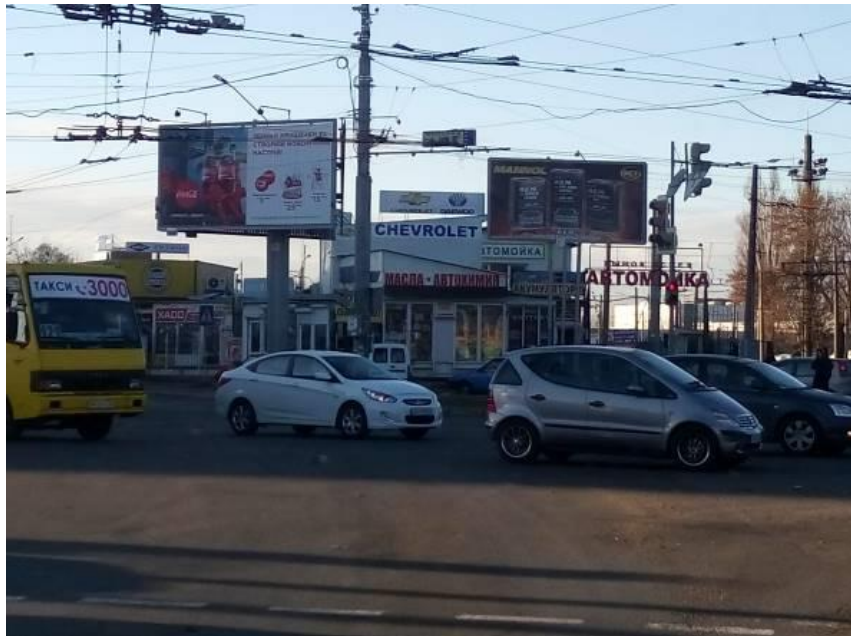
「Novyi Rynok」 , 26 Torgova Str.







「Uspikh」, 2A Marshal Zhukov Av.

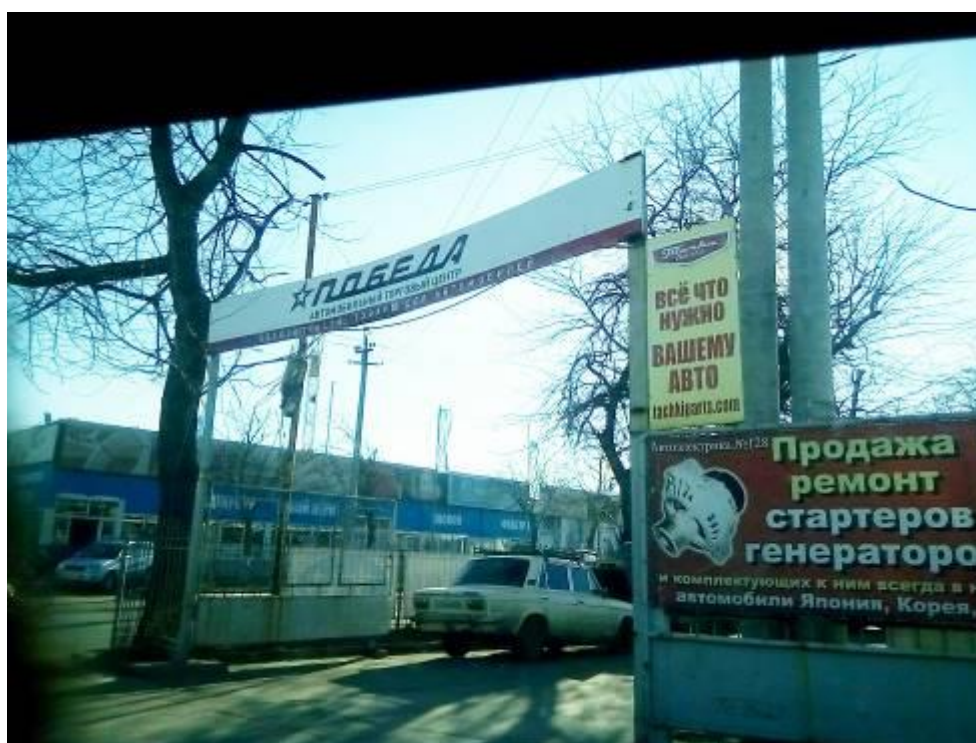




「Kuialnyk」, 1 Zhevakhova Str.

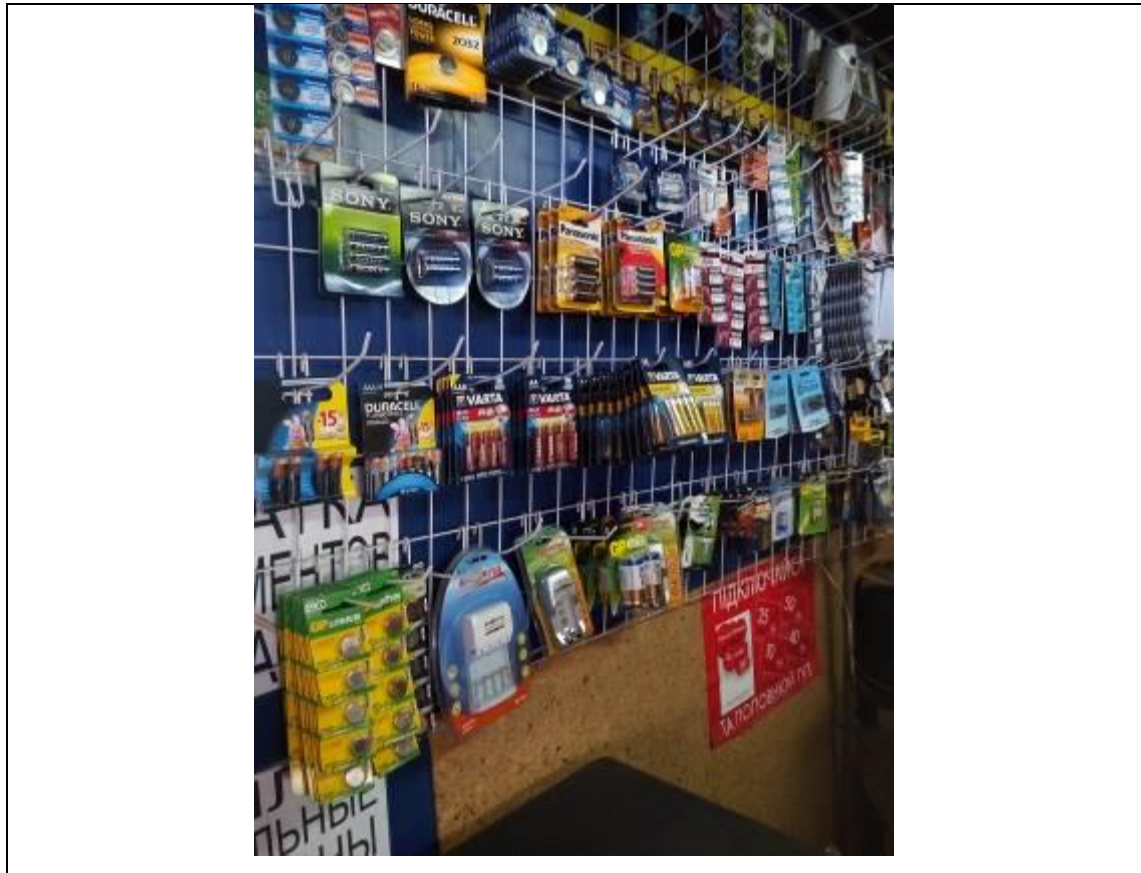


「Pobeda」, 34 Marshal Zhukov Av.



「Yuzhnyi」, 76/1 Akademika Koroliova Str.







キエフにおける市場監視の実施

1. 「Petrivka」キエフの最大の公開市場の一か所
2. 「Troieshchyna」キエフの大市場の一か所
3. 「Petrova 自動車市場」自動車専門市場
4. 「Yunist」(Lesnoi) キエフの大市場の一か所
5. 「Novyi」自動車専門市場

市場調査情報（ヒアリング等により収集できた情報の該当箇所に○を記載）

対象商業地名：小売所第 003к 番		
所在地： 「Petrivka」, 23 Verbova Str.		
流通商品：電池、その他関連商品		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大（100 平方メートル以上、店員数 10 名以上）	
	中（50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名）	
	小（50 平方メートル以下、店員数 5 名以下）	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	
	悪い	○
	大変悪い	
3. 一か月間の模倣品売上総額（ウクライナ）	9,000 UAH 以下	○
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	

4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	+
	個人企業	
	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。 .	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	

	南部地域（オデッサ）	○
	その他の地域／都市 (地名：)	
	全国から	

市場調査情報（ヒアリング等により収集できた情報の該当箇所に○を記載）

対象商業地名：列第 107 番、第 5 番店		
所在地： 「Petrivka」 市場, 23 Verbova Str.		
流通商品： ラジオ設備、モバイルアクセサリ		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大（100 平方メートル以上、店員数 10 名以上）	
	中（50 平方メートルから 100 平方メートル、 店員数 5 名から 10 名）	
	小（50 平方メートル以下、店員数 5 名以下）	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	
	悪い	○
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額（ウクライナ）	9,000 UAH 以下	○
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	

	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	○
	個人企業	
	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。 .	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	○

	その他の地域／都市 (地名：)	
	全国から	

市場調査情報（ヒアリング等により収集できた情報の該当箇所に○を記載）

対象商業地名：第 543 番、008 列		
所在地： 「Petrivka」 市場、23 Verbova Str.		
流通商品： 腕時計		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大（100 平方メートル以上、店員数 10 名以上）	
	中（50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名）	
	小（50 平方メートル以下、店員数 5 名以下）	○
2. 前年比売上	良い	○
	同様	
	悪い	○
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額（ウクライナ）	9,000 UAH 以下	○
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	○
	個人企業	

	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	○
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

対象商業地名：第 1182、1183 番店		
所在地：「Troieshchyna」市場、2 Elektrotechnichna Str.		
流通商品：多様な腕時計		
1. 商業施設規模	大（100 平方メートル以上、店員数 10 名以上）	
	中（50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名）	
	小（50 平方メートル以下、店員数 5 名以下）	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	
	悪い	○
	大変悪い	
3. 一か月間の模倣品売上総額（ウクライナ）	9,000 UAH 以下	○
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	○
	個人企業	
	外国の顧客	

	(国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から持ってくる	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	○
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

市場調査情報 (ヒアリング等により収集できた情報の該当箇所に○を記載)

「Petrivka」市場、23 Verbova Str.





「Troieshchyna」市場、2 Elektrotechtichna Str.





「Yunist」市場 (Lesnoi), 31 Myropilska Str.





「Perova 自動車市場」, 19 Perova Av.



「Novyi」 自動車市場、24 Veresneva Str.





(1) A社一腕時計

ウクライナにおける違法生産品の流通

市場調査によると、A社の腕時計の模倣品の輸出入は、侵害者によって登録されたダミー企業によって行われている。模倣品の輸出入を複数回行った後で、当該ダミー企業は登録が抹消されている。

市場調査によると、日本企業の模倣品輸入は、海上輸送で中国からオデッサ港を通過してウクライナに入っている。登録商標の製品ラベルは税関書類に表示されていない。税関書類には、他の商品が輸入されると記載されており、侵害者は通関費用を最小限に抑えている。税関手続後、模倣品はウクライナ最大の市場の卸売業者の倉庫に自動車により大量に搬入され、その後ロシア連邦との国境東地区に隣接する混載地点に輸送される。模倣品は、混載地点からウクライナ当局が統制していない国境地区を通り、自動車輸送により、ロシアへ小ロットで移送される。また、模倣品はオデッサ港から小ロットの卸売でウクライナ全土に郵便配送サービス（Nova Poshta, Intime and Delivery）によって配送される。さらに、自動車によってウクライナの大卸売市場へ輸送される。

違法生産品に対する手法

当該ブランドの商標権者に、ウクライナにおける模倣品の流通に対抗して、税関登録を行い、税関と協同して模倣品対策を行うようアドバイスを実施したい。模倣品対策の具体的な方法とは、以下の内容を含む。

- 1) 商標権者の製品の販売に関する公開市場、インターネット上の E コマースサイトおよびその他大規模市場での定期的な調査・監視
- 2) 権利者の商標を違法に記載した模倣品を違法に流通させている企業への警告
- 3) 警告状発出後の模倣業者の対応に関する調査
- 4) 模倣行為を中止しない個人に対する警察によるレイドの実施
- 5) レイド等を実施した後、真に模倣業者がいなくなったかどうかの最終調査および確認

(2) パナソニックー電池

模倣品	
	
識別力のある特徴の説明 — 青と白の包装の商品が模倣品	

対象地名	同種の製品が販売されている店舗の数	日本製品を扱う店舗の数	パナソニック製品を取り扱う店舗の数	パナソニックの真正品を取り扱う店舗の数	パナソニックの模倣品を販売している店舗の数
「Petrovka」市場、23 Verbova Str.	34	34	12	10	2

「Troieshchyna, 2 otekhnichna Str.	30	27	16	16	0
「Yunist」 市場 (Lesnoiï31 Myropilska Str.	20	20	16	16	0

模倣品 サンプル購入情報 (各対象)

	販売店名および所在地	商品名	企業名	価格 UA H	訪問時のパ ナソニック 製品数量
1	第 003к 版 「Petrovka」 市場, 23 Verbova Str.	「パナソニック」 電池パック (1 パック 5 個入り)	PE Stetsko I.I.	50	12 個
2	Row, Place Mecro №5 「Petrovka」 市場, 23 Verbova Str.23	「パナソニック」 電池パック (1 パック 5 個入り)	PE Koloda M.V.	-	4 個

追加情報（ヒアリング等により収集できた情報の該当箇所に○を記載）

対象商業地名：小売所第 003к 番		
所在地： 「Petrivka」, 23 Verbova Str.		
流通商品：電池、その他関連商品		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大（100 平方メートル以上、店員数 10 名以上）	
	中（50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名）	
	小（50 平方メートル以下、店員数 5 名以下）	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	
	悪い	○
	大変悪い	
3. 一か月間の模倣品売上総額（ウクライナ）	9,000 UAH 以下	○
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	

5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	
	常連客	+
	個人企業	
	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	○
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか？	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。 .	○
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	○
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	○
	その他の地域／都市 (地名：)	
	全国から	

追加情報（ヒアリング等により収集できた情報の該当箇所に○を記載）

対象商業地名：列第 107 番、第 5 番店		
所在地： 「Petrivka」 市場, 23 Verbova Str.		
流通商品：ラジオ設備、モバイルアクセサリ		
問	内容	返答
1. 商業施設規模	大（100 平方メートル以上、店員数 10 名以上）	
	中（50 平方メートルから 100 平方メートル、店員数 5 名から 10 名）	
	小（50 平方メートル以下、店員数 5 名以下）	○
2. 前年比売上	良い	
	同様	
	悪い	○
	大変悪い	
3. 一か月間の 模倣品 売上総額（ウクライナ）	9,000 UAH 以下	○
	9,000 UAH – 90,000 UAH	
	90,000 UAH – 440,000 UAH	
	440,000 UAH 以上	
4. 売上が最高の季節	春	
	夏	
	秋	○
	冬	
5. 顧客	地元の卸売業者／小売業者	

	常連客	<input type="radio"/>
	個人企業	
	外国の顧客 (国名：)	
6. 当該商品が店内のどこに陳列されているか	誰にでも見える場所	<input type="radio"/>
	誰にも見えない場所 (例：店の裏手)	
	陳列はしておらず、客の求めに応じて倉庫から	
7. 模倣品の流通について店主はどう考えているか?	大丈夫。問題はない。	
	悪いこと。正しくない。	
	模倣品の販売は悪いことだが、しかたがない。 .	<input type="radio"/>
	わからない。	
8. 当商業地の商品の供給源	自社製品	
	他の製造設備	
	卸売業者	<input type="radio"/>
	小売業者	
9. 当該商品を購入する顧客がどこから来ているか (ウクライナ)	北部地域 (キエフ)	
	東部地域 (ドネツク、ハルキフ)	
	西部地域 (リビウ)	
	南部地域 (オデッサ)	<input type="radio"/>
	その他の地域/都市 (地名：)	
	全国から	

「Petrivka」市場、23 Verbova Str.





「Troieshchyna」市場、2 Elektrotechtichna Str.



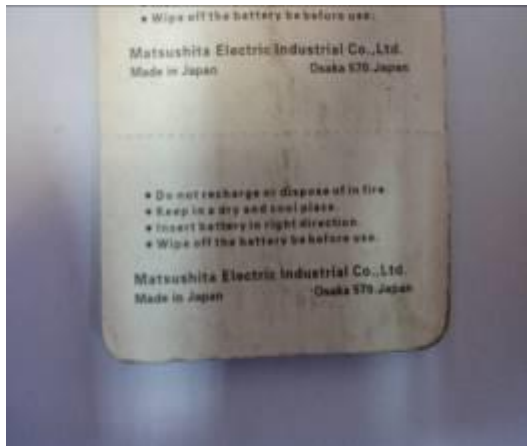


「Yunist」市場 (Lesnoi), 31 Myropilska Str.





パナソニック購入サンプル：



ウクライナにおける違法生産品の流通

オデッサおよびキエフの主要市場での調査に基づくと、模倣品の市場シェアはパナソニックが4%である。

市場調査によると、パナソニック製品の模倣品の輸出入は、侵害者によって登録されたダミー企業によって行われている。模倣品の輸出入を複数回行った後で、当該ダミー企業は登録が抹消されている。

市場調査によると、パナソニックの模倣品輸入は、海上輸送で中国からオデッサ港を通過してウクライナに入っている。登録商標の製品ラベルは税関書類に表示されていない。税関書類には、他の商品が輸入されると記載されており、侵害者は通関費用を最小限に抑えている。税関手続後、模倣品はウクライナ最大の市場の卸売業者の倉庫に自動車により大量に搬入され、その後ロシア連邦との国境東地区に隣接する混載地点に輸送される。模倣品は、混載地点からウクライナ当局が統制していない国境地区を通り、自動車輸送により、ロシアへ小ロットで移送される。また、模倣品はオデッサ港から小ロットの卸売でウクライナ全土に郵便配送サービス（Nova Poshta, Intime and Delivery）によって配送される。さらに、自動車によってウクライナの大卸売市場へ輸送される。

違法生産品に対する手法

パナソニックの商標権者に、ウクライナにおける模倣品の流通に対抗して、税関登録を行い、税関と協同して模倣品対策を行うようアドバイスを実施したい。模倣品対策の具体的な方法とは、以下の内容を含む。

- 1) 商標権者の製品の販売に関する公開市場、インターネット上の E コマースサイトおよびその他大規模市場での定期的な調査・監視
- 2) 権利者の商標を違法に記載した模倣品を違法に流通させている企業への警告
- 3) 警告状発出後の模倣業者の対応に関する調査
- 4) 模倣行為を中止しない個人に対する警察によるレイドの実施
- 5) レイド等を実施した後、真に模倣業者がいなくなったかどうかの最終調査および確認

(3) KYB-ショックアブソーバー

真正品	模倣品
	



識別力のある特徴の説明

真正品

1. 真正品の KYB 商標



2. 真正品の KYB ロゴおよびフォントがラベルにあるロゴと一致する。



識別力のある特徴の説明

模倣品

1. 模倣商標 KVB:

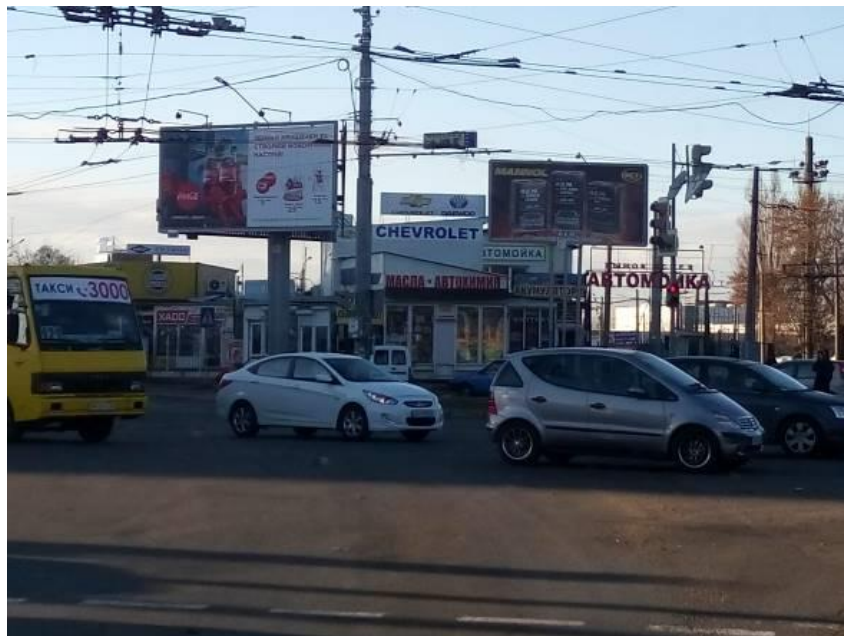


2. 真正 KYB ロゴおよびフォントがラベルにあるロゴと一致しない。



対象地名	同種の製品 が販売され ている店舗 の数	日本製品 を扱う店 舗の数	KYB 製品 を取り扱う 店舗の数	KYB の真正 品を取り扱 う店舗の数	KYB の 模倣品 を販売 してい る店舗 の数
「Vanguard」 (7 th km), Ovidiopol Highway, 7 th km	12	4	0	0	0
「Uspikh」 2A Marshal Zhukov Av.	28	24	16	11	5
「Kuialnyk」 1 Zhevakhova Str.	42	34	28	21	7
「Pobeda」, 34 Marshal Zhukov Av.	12	7	1	1	0

「Uspikh」, 2A Marshal Zhukov Av.







「Kuialnyk」, 1 Zhevakhova Str.













「Pobeda」, 34 Marshal Zhukov Av.







キエフにおける市場監視の実施

6. 「Petrivka」キエフの最大の公開市場の一か所
7. 「Troieshchyna」キエフの大市場の一か所
8. 「Petrova 自動車市場」自動車専門市場
9. 「Yunist」(Lesnoi)キエフの大市場の一か所
10. 「Novyi」自動車専門市場

対象商品

(1) KYB-ショックアブソーバー



対象地名	同種の製品が販売されている店舗の数	日本製品を扱う店舗の数	KYB 製品を取り扱う店舗の数	KYB の真正品を取り扱う店舗の数	KYB の模倣品を販売している店舗の数

19 Petrova Av.の自動車市場	72	68	32	32	0
Novyi 自動車市場、24 Veresneva Str.	44	24	6	6	0

「Perova 自動車市場」, 19 Perova Av.





「Novyi」 自動車市場、24 Veresneva Str.





ウクライナにおける違法生産品の流通

オデッサおよびキエフの主要市場での調査に基づくと、模倣品の市場シェアは KYB が 14%である。

市場調査によると、KYB 製品の模倣品の輸出入は、侵害者によって登録されたダミー企業によって行われている。模倣品の輸出入を複数回行った後で、当該ダミー企業は登録が抹消されている。

市場調査によると、KYB の模倣品輸入は、海上輸送で中国からオデッサ港を通過してウクライナに入っている。登録商標の製品ラベルは税関書類に表示されていない。税関書類には、他の商品が輸入されると記載されており、侵害者は通関費用を最小限に抑えている。税関手続後、模倣品はウクライナ最大の市場の卸売業者の倉庫に自動車により大量に搬入され、その後ロシア連邦との国境東地区に隣接する混載地点に輸送される。模倣品は、混載地点からウクライナ当局が統制していない国境地区を通り、自動車輸送により、ロシアへ小ロットで移送される。また、模倣品はオデッサ港から小ロットの卸売でウクライナ全土に郵便配送サービス（Nova Poshta, Intime and Delivery）によって配送される。さらに、自動車によってウクライナの大卸売市場へ輸送される。

違法生産品に対する手法

KYB の商標権者に、ウクライナにおける模倣品の流通に対抗して、税関登録を行い、税関と協同して模倣品対策を行うようアドバイスを実施したい。模倣品対策の具体的な方法とは、以下の内容を含む。

- 1) 商標権者の製品の販売に関する公開市場、インターネット上の E コマースサイトおよびその他大規模市場での定期的な調査・監視
- 2) 権利者の商標を違法に記載した模倣品を違法に流通させている企業への警告
- 3) 警告状発出後の模倣業者の対応に関する調査
- 4) 模倣行為を中止しない個人に対する警察によるレイドの実施
- 5) レイド等を実施した後、真に模倣業者がいなくなったかどうかの最終調査および確認

[執筆協力]

Res-Q Companies Group

[発行]

ジェットロ モスクワ事務所

TEL: +7-495-580-7320

FAX: +7-495-580-7323

2017年3月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェットロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェットロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。